

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス

重要事項説明書

<2024年6月1日現在>

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

1 事業者及び事業所概要

事業者名	医療法人社団 ナラティブホーム	
代表者名	理事長 佐藤伸彦	
事業所名	ものがたり訪問看護ステーション	
介護保険事業所番号	1660890375	
所在地	富山県砺波市太田1382番地	
連絡先	TEL 0763-55-6103	FAX 0763-34-0101

2 従業員の職種

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師	4名	1名
理学療法士		1名
言語聴覚士		1名
事務員		1名

3 営業日・営業時間

営業日	月～金曜日（祝日・休日、12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後6時30分

* 営業時間外でも必要に応じて訪問いたします。

4 営業地域

通常地域	砺波市
------	-----

* 砺波市以外でも必要に応じて訪問いたします。交通費1キロ37円

5 ご利用者の個人情報の取り扱いについて

ものがたり訪問看護ステーション（以下、事業所という）では、個人情報を正確にかつ安全に扱うため、厚生労働省のガイドラインに基づき個

人情報の適切な管理に努めています。

6 事業所の情報開示について

ご利用者及びご家族の要望があれば、事業計画の情報開示をいたします。

また、インターネットを通じて随時当事業所や当法人の方針を発信しています。

<http://www.narrative-home.jp/>

7 訪問看護サービスの内容

- ①病状・障害の観察
- ②介護予防を目的とした療養上のお世話
- ③清拭・洗髪等による清潔の保持
- ④食事及び排泄等に日常の世話
- ⑤褥瘡の予防・処置
- ⑥リハビリテーション（看護師の代わりに理学療法士・言語聴覚士を訪問させることがあります）
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ 酸素療法・吸引器・経管栄養・人工肛門・カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置
- ⑪緊急訪問看護
- ⑫特別管理体制
- ⑬ターミナル体制（介護給付サービス利用者のみ適用）
- ⑭家族支援に関すること（療養時の指導・相談）

8 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営方針

- （1）事業所の看護師及びその他の従業員は、利用者の特性を踏まえ可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定し支援します。
- （2）事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保険・医療福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサ

サービスの提供に努めます。

- (3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護が提供行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

■ご利用にあたってのお願い

1. 保険証、医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更があった場合は、必ずお知らせください。
2. 契約書、重要事項説明書、同意書は重要な書類なので大切に保管ください。

9 利用料及びその他の費用

○利用料として介護保険法第41条に規定する居宅サービス費支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受け取るものとします。

○利用者はものがたり訪問看護ステーション料金表（別紙）の定めた訪問看護に対する所定の利用料及びサービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○その他事業者で定めた自費サービスを特別に契約することも可能です。

10 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等の連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (3) 事故が発生した場合、その原因を解明し、再発防止に努めます。

11 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や医療機関との連携、必要時の訪問を行います。また、必要な看護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・自身等の自然災害ならびに新型コロナウイルス等の感染症に対するため事業継続に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施します。

12 相談窓口・苦情対応

☆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所 利用相談窓口	ものがたり訪問看護ステーション 管理者 宮川尚乃 0763-55-6103 医療法人社団ナラティブホーム 副理事長 浅野静子 江守成子 0763-55-6103 医療法人社団ナラティブホーム 0763-55-6100 理事長 佐藤伸彦
---------------	---

☆公的機関においても、次の機関において苦情の申し出ができます。

砺波市 高齢介護課	富山県砺波市栄町7番3号 0763-33-1111
砺波地方介護保険組合	富山県砺波市栄町7番3号 0763-34-8333
富山県 国民健康保険団体連合会	富山県富山市下野字豆田995-3 076-431-9872
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	富山県富山市安住町5-21 076-432-3280

1.3 虐待防止対策

ステーションは利用者の人権擁護・虐待防止の為、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2. ステーションはサービス提供中に当該ステーション職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係市町村に通報します。

1.4 身体拘束等の禁止

事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命また

は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ないません。

1 5 ハラスメント対策

事業所は、利用者に対してより良い看護を実現するために、職場及びか看護の現場におけるハラスメントを防止する必要な措置を講じます。

ハラスメントに関する相談窓口	事務長 近久 知子
----------------	-----------

- (1) 事業所におけるハラスメントに関する相談窓口担当者を選定します。
- (2) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員がはたらきやすい環境づくりを目指します。
- (3) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

1 6 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

令和 年 月 日

契約の締結にあたり、上記を説明します。

<事業者>

住所 富山県砺波市太田1382番地
事業者 ものがたり訪問看護ステーション
事業所代表名 医療法人社団 ナラティブホーム 理事長 佐藤伸彦 印

上記の説明を受け、了承しました。

利用者名 _____ 印

(代理人氏名) _____

(説明者) _____ 印

利用料金表・医療保険（1割の場合）

① 訪問看護基本療養費（Ⅰ）			
自宅への訪問	週3回まで	555円	
	週4回以上	655円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）			
ものがたりの郷への訪問	同一日に2人	週3回まで	555円
		週4回以上	655円
	同一日に3人以上	週3回まで	278円
		週4回以上	328円
② 訪問看護管理療養費			
	月の初日		770円
	2日目以降		300円
*夜間・早朝訪問看護加算（6時～8時・18時～22時）			210円
*深夜訪問看護加算（22時～6時）			420円
*難病複数回訪問加算			450円
	1日2回まで		
	1日3回以上		800円
*緊急時訪問看護加算			265円
*長時間訪問看護加算			520円
*複数名訪問看護加算（週1回限度）□			450円
<small>看護職員が他の保健師、看護師、理学療法士と同時に指定訪問看護を行う場合</small>			
*24時間対応体制加算□			680円
*特別管理加算Ⅰ			500円
<small>イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理をうけている状態 または期間カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態</small>			
*特別管理加算Ⅱ			250円
<small>ロ 在宅自己腹膜透析指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理 在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</small>			
<small>ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態</small>			
<small>ニ 真皮を越える褥瘡状態</small>			
<small>ホ 点滴注射を終3回以上行う必要があると認められる状態</small>			
*退院時共同指導加算			800円
*退院支援指導（退院日）			600円
*在宅患者連携指導加算			300円
*在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回）			200円
*訪問看護情報提供療養費1～3			150円
*訪問看護医療DX情報活用加算			50円
*訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）			78円
*訪問看護ターミナルケア療養費 □			2500円
月初回1,325円（①555円+②770円）、2回目以降1回につき855円（①555円+②300円）、と該当する*印の加算項目が加算され、利用者負担金が算定されます。			

その他の利用料（保険外対象外費用）

- ◎支給限度額を超えるサービス、保険外サービスは全額負担
- ◎エンゼルケア 10,000円（死後の処置）
- ◎日常生活に必要な物品を利用者の選択、希望により提供した場合は実費をいただきます。
- ◎砺波市以外への訪問は1km37円交通費を頂きます。

利用料金表・介護保険（1割の場合）

退院時共同指導加算 600円		初回加算（退院当日） 300円（350円）			
病院、新入り所または介護保険施設に入院中又は入所中の方が退院又は退所するに当たり、当ステーションの看護師が在宅で療養上必要な指導を行った場合にさせていただきます。		新規に訪問看護計画を作成した場合に算定します（過去2か月間訪問看護を受けていない場合であらたに訪問看護計画を作成した場合は同様）ただし退院時共同指導加算を算定した方はさせていただきます。			
基本区分（所要時間） + サービス提供体制加算					
基本区分	20分未満	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	理学療法士等 (1日3回以上は90 /100)
訪問看護	320	477	829	1134	300
予防看護	309	457	800	1096	290
・早朝（6時～8時）と夜間（18時～22時）は25%増・深夜（22時～6時）は50%増					
サービス提供体制強化加算とは・・・（1回の訪問につき6円）					
サービスの質を一定以上に保つため、算定要件を満たしている					
看護体制強化加算I（介護予防を除く） 月に1回 200円					
在宅における要介護者の療養生活に伴う医療ニーズの対応を強化する為、充実したサービス提供体制（算定要件を満たしている）事業所が算定する加算です					
緊急時訪問看護加算（I） 月に1回 600円					
◎利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、さらに計画外の緊急訪問を必要に応じて行います。					
◎緊急に訪問看護を行った場合は、利用時間により料金がかかります。					
特別管理加算 月に1回					
特別管理加算I 500円		特別管理加算II 250円			
イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態		ロ 在宅自己腹膜透析指導管理、在宅血液透析指導管理			
気管カニューレを使用している状態		在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理			
留置カテーテルを使用している状態		在宅成分栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理			
		在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理			
		在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態			
		ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態			
		ニ 真皮を越える褥瘡状態			
		ホ 点滴注射を終3回以上行う必要があると認められる状態			
1時間30分以上の訪問看護を行う場合 300円					
特別慰安理化さん対象に利用者に対して商用時間60～90分（計画）の訪問看護を行う場合であって、その所要時間を通算↓時間が90分以上となった場合に算定します。					
複数名訪問看護加算（2人以上による訪問看護を行う場合）					
30分未満の場合 245円			30分以上の場合		
利用者に身体的理由により1人の訪問看護師による訪問あけン後が困難な時②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等があるとき					
③その他の利用者の状況等から判断して、①または②に準ずるとき					
単に2人の看護師等がどうこういても算定できません。					
ターミナルケア加算 2,500円					
死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合					
◎支給限度額を超えるサービス、保険外サービスは全額負担					
◎エンゼルケア 10,000円（死後の処置）					
◎日常生活上必要な物品を利用者の選択、希望により提供した場合は実費をいただきます。					
◎主治医により一時的に頻繁な訪問看護の必要があると指示があった場合は、医療保険での対応になります。					